

## 審査基準

令和3年6月11日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処分の概要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法令の定め：  古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 〃    第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 〃    第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 〃    第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 〃    第19条の5・第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審査基準：  判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：  40日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話0776-22-2880（内線3172，3173）
備考：

